

8 選挙運動に関する調べ

(1) 選挙運動費用制限額

(令和5年3月30日選挙時登録時の数で算定)

選挙区名	議員定数 (人)	選挙人名簿登録者数 (人)	選挙運動費用支出 制限額 (円)
鹿児島市・鹿児島郡区	17	496,999	6,326,600
鹿屋市・垂水市区	4	93,648	5,843,200
枕崎市区	1	16,818	5,295,900
阿久根市・出水郡区	1	24,460	5,930,200
出水市区	2	42,997	5,684,400
指宿市区	1	32,676	6,612,200
西之表市・熊毛郡区	2	33,039	5,271,200
薩摩川内市区	3	76,629	6,020,100
日置市区	2	39,101	5,522,700
曾於市区	1	28,706	6,282,600
霧島市・始良郡区	4	110,047	6,183,500
いちき串木野市区	1	22,566	5,773,000
南さつま市区	1	27,422	6,176,100
志布志市・曾於郡区	1	34,865	6,793,800
奄美市区	2	39,766	5,550,300
南九州市区	1	27,866	6,212,900
伊佐市区	1	20,560	5,606,500
始良市区	2	63,975	6,555,000
薩摩郡区	1	16,585	5,276,600
肝属郡区	1	28,790	6,289,600
大島郡区	2	47,795	5,883,500
県計	51	1,325,310	

(支出制限額算出式)

$$\frac{\text{選挙区内選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \text{人数割額83円} + \text{固定額3,900,000円}$$

(100円未満の端数切り上げ)

(2) ポスター掲示場

市町村別

番号	市町村名	掲示場設置数	投票区数
1	鹿児島市	746	155
2	鹿屋市	316	81
3	枕崎市	80	20
4	阿久根市	107	17
5	出水市	171	21
6	指宿市	145	31
7	西之表市	95	13
8	垂水市	83	14
9	薩摩川内市	297	63
10	日置市	70	8
11	曾於市	150	27
12	霧島市	464	93
13	いちき串木野市	120	17
14	南さつま市	184	30
15	志布志市	216	40
16	奄美市	216	33
17	南九州市	125	24
18	伊佐市	168	23
19	始良市	164	49
市 計		3,917	759

番号	市町村名	掲示場設置数	投票区数
20	三島村	20	4
21	十島村	28	7
22	さつま町	100	20
23	長島町	144	26
24	湧水町	104	16
25	大崎町	102	16
26	東串良町	43	7
27	錦江町	80	10
28	南大隅町	117	27
29	肝付町	165	27
30	中種子町	73	12
31	南種子町	52	8
32	屋久島町	50	23
33	大和村	39	5
34	宇検村	20	4
35	瀬戸内町	91	23
36	龍郷町	72	10
37	喜界町	43	9
38	徳之島町	92	12
39	天城町	74	10
40	伊仙町	61	8
41	和泊町	32	4
42	知名町	33	5
43	与論町	24	3
町 村 計		1,659	296
県 計		5,576	1,055

選挙区別

選挙区名	掲示場設置数	投票区数
鹿児島市・鹿児島郡区	794	166
鹿屋市・垂水市区	399	95
枕崎市区	80	20
阿久根市・出水郡区	251	43
出水市区	171	21
指宿市区	145	31
西之表市・熊毛郡区	270	56
薩摩川内市区	297	63
日置市区	70	8
曾於市区	150	27
霧島市・始良郡区	568	109
いちき串木野市区	120	17
南さつま市区	184	30
志布志市・曾於郡区	318	56
奄美市区	288	43
南九州市区	125	24
伊佐市区	168	23
始良市区	164	49
薩摩郡区	100	20
肝属郡区	405	71
大島郡区	509	83
合計	5,576	1,055

(3) 個人演説会

会場の数

区 分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数		法第161条第1項3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設の数				合 計	
	学 校	公民館	公会堂		社 寺	農 協	商工会議所	その他		計
市 計	636	129	22					162	162	949
町村計	176	83	5					47	47	311
合 計	812	212	27					209	209	1,260

※ 無投票となった市町村を除く。

会場使用の数

区 分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設		合 計		
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担		候補者負担	公費負担	候補者負担
市 計	13		6		25			44	
町村計									
合 計	13		6		25			44	

※ 無投票となった市町村を除く。

(4) 選挙公報

ア 選挙公報配布計画表

(市町村別)

番号	市町村名	公報配布数
1	鹿 児 島 市	300,000
2	鹿 屋 市	53,000
3	枕 崎 市	11,500
4	阿 久 根 市	(無投票)
5	出 水 市	26,000
6	指 宿 市	20,500
7	西 之 表 市	8,100
8	垂 水 市	7,500
9	薩 摩 川 内 市	49,000
10	日 置 市	(無投票)
11	曾 於 市	18,000
12	霧 島 市	64,000
13	いちき串木野市	(無投票)
14	南 さ つ ま 市	(無投票)
15	志 布 志 市	16,000
16	奄 美 市	(無投票)
17	南 九 州 市	(無投票)
18	伊 佐 市	13,000
19	始 良 市	(無投票)
	市 計	586,600
20	三 島 村	250
21	十 島 村	400
22	さ つ ま 町	10,000

番号	市町村名	公報配布数
23	長 島 町	(無投票)
24	湧 水 町	4,700
25	大 崎 町	6,500
26	東 串 良 町	3,000
27	錦 江 町	4,000
28	南 大 隅 町	4,000
29	肝 付 町	7,500
30	中 種 子 町	4,200
31	南 種 子 町	3,000
32	屋 久 島 町	6,500
33	大 和 村	880
34	宇 検 村	1,000
35	瀬 戸 内 町	5,300
36	龍 郷 町	(無投票)
37	喜 界 町	3,750
38	徳 之 島 町	5,500
39	天 城 町	2,800
40	伊 仙 町	3,330
41	和 泊 町	3,300
42	知 名 町	3,000
43	与 論 町	2,250
	町 村 計	85,160
	県 予 備	1,600
	配布数合計	671,760
	作成数合計	673,360

(選挙区別)

選挙区別	公報配布数	予備
鹿児島市・鹿児島郡区	300,650	200
鹿屋市・垂水市区	60,500	100
枕崎市区	11,500	100
阿久根市・出水郡区	(無投票)	
出水市区	26,000	100
指宿市区	20,500	100
西之表市・熊毛郡区	21,800	100
薩摩川内市区	49,000	100
日置市区	(無投票)	
曾於市区	18,000	100
霧島市・始良郡区	68,700	100

選挙区別	公報配布数	予備
いちき串木野市区	(無投票)	
南さつま市区	(無投票)	
志布志市・曾於郡区	22,500	100
奄美市区	(無投票)	
南九州市区	(無投票)	
伊佐市区	13,000	100
始良市区	(無投票)	
薩摩郡区	10,000	100
肝属郡区	18,500	100
大島郡区	31,110	200
合 計	671,760	1,600

作成数合計	673,360
-------	---------

イ 選挙公報の発行状況

候補者数	掲載申請候補者数	掲載候補者数	印刷部数	配世数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報1部の費 当印刷 (用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計			
77	77	67 (無投票選挙区を除く 14選挙区)	673,360	671,760	3	6	9	25.85円	タブロイド判8頁	
								9.57円	タブロイド判2頁	

ウ 選挙公報配布要領

1 県選挙管理委員会から市町村選挙管理委員会への配布

選挙公報（以下「公報」という。）は、別紙選挙公報配布計画（以下「計画」という。）に基づいて送達します。

なお、一部の市町村選挙管理委員会については、輸送経路の関係で直接配布することができませんので、計画により指定された場所で受領してください。

大島地区書記長管内の市町村選挙管理委員会については、大島地区書記長の指示に従ってください。

2 受領方法

- (1) 公報の輸送に使用するトラック・定期船等には、いずれも県選挙管理委員会の職員が同乗していませんので、公報は県選挙管理委員会が指定する運送会社から直接受領してください。
- (2) 待機する職員は、その身分を明らかにするため、必ず市町村の腕章をしてください。
- (3) 待機する職員は、必ず公報の現品の数量（公報は、市町村ごとに梱包に数量を表示し、梱包が数個にわたる場合はナンバーを付してあります。）を確認して受領するとともに、受領した市町村選挙管理委員会は選挙公報仮受領証（別記第1号様式）を作成し、委員長名を記名及び受領責任者名を署名の上、県選挙管理委員会にメール又はFAXにより提出してください。
- (4) トラックによる輸送は、到着時刻を想定の上、待機してください。
なお、交通事情等により想定どおり運行できない場合もありますので、受領した市町村は、次の配布市町村へ輸送トラックが出発した旨を連絡してください。
- (5) 奄美市区・大島郡区の市町村は航空便での配達を予定しております。航空便は各島空港での受領となります。後日、受取番号等は市町村毎に送付いたします。

3 受領後の処理

- (1) 公報を受領した職員は、市町村選挙管理委員会に持ち帰り、直ちに表示数量と内容が一致するか確認の上、選挙公報受領証（別記第2号様式）を県選挙管理委員会（大島地区書記長管内の市町村選挙管理委員会にあつては、大島地区書記長を經由して）に提出してください。
- (2) 配布数量は、別添選挙公報配布一覧表のとおりであり、各市町村委員会とも若干の余裕部数をみていますが、数量が不足する場合は、

- 直ちに県選挙管理委員会に電話連絡をして指示を受けてください。
- (3) 公報の内容等に誤りを発見したときは、直ちに県選挙管理委員会に電話連絡してください。

4 各世帯への配布

- (1) 公報は、必ず選挙期日の前日までに各世帯に配布してください。
なお、期日前投票制度が定着してきていることから、できるだけ早く全世帯に配布するよう努めてください。
- (2) 公報は、準世帯（間借り、下宿、独身寮などの単身者）を含め選挙権を有する者の属する世帯すべてに配布することはもちろん、官公署、学校等にもなるべく配布してください。
- (3) 公報の配布を完了したときは、選挙公報配布完了報告書（別記第3号様式）を直ちに県選挙管理委員会に提出してください。
- (4) 町内会等を通じて配布する場合には、町内会長等へ期限までにすべての世帯に配布されるよう指導するとともに、各世帯への配布結果報告書の提出などの確認の措置を講じ、また、町内会等その組織に加入していない世帯等については、市町村選挙管理委員会が直接配布する等、配布漏れがないよう特に留意してください。

5 その他留意すべき事項

公報に記号又は符号その他を加筆して配布したことで問題が生じた事例もありますので、配布に当たっては十分注意するよう取扱者に対して指導してください。

6 参考

県選挙管理委員会は、県ホームページに公報を掲載します。

(別記第 1 号様式)

選挙公報仮受領証

鹿 児 島 県 議 会 議 員 選 挙 公 報	梱包数	個
-------------------------	-----	---

上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

市
町 選挙管理委員会委員長 _____
村

職
受領責任者
氏名

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成 殿

(別記第2号様式)

選挙公報受領証

公 報	配布予定枚数	実 受 領 数
鹿 児 島 県 議 会 議 員 選 挙		

数量点検の結果、上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

市
町 選挙管理委員会委員長 _____
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

(別記第3号様式)

選挙公報配布完了報告書

区 分	交付数	配布数	残 数	配布開始 年月日	配布完了 年月日
鹿児島県議会 議員選挙					

上記のとおり選挙公報の配布を完了したので報告します。

令和 年 月 日

市
町 選挙管理委員会委員長 _____
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

R5. 4. 9執行鹿児島県議会議員選挙 選挙公報送達計画（陸路）

番号	1	2	3
発送日	令和5年4月3日（月）出発式後、積込終了次第（出発式：午前8：30～）南日本新聞開発センター折込事業部発（予定）		
輸送方法	トラック		
輸送経路	<p>日置市</p> <p>↓</p> <p>枕崎市</p> <p>↓</p> <p>【南薩地域振興局】</p>	<p>いちき串本野市</p> <p>↓</p> <p>【北薩地域振興局】</p> <p>↓</p> <p>阿久根市</p> <p>↓</p> <p>出水市</p>	<p>垂水市</p> <p>↓</p> <p>【大隅地域振興局】</p> <p>↓</p> <p>◎鹿屋市 （錦江町）</p> <p>↓</p> <p>肝付町</p> <p>↓</p> <p>【始良伊佐地域振興局】</p> <p>↓</p> <p>【鹿児島地域振興局】</p>
市町村数	1	1	4
県関係機関数	1	1	3

《注意事項》

※（ ）書きの市町村は，◎印の場所で待機してください。

R5. 4. 9鹿児島県議会議員選挙公報送達計画（航路及び直接）

番号	4	5	—
発送日	令和5年4月4日（火） 南日本新聞開発センター 折込事業部発（予定）	令和5年4月3日（月） 南日本新聞開発センター 折込事業部発（予定）	—
輸送方法	定期船輸送 （種子島）	定期船輸送 （屋久島）	直接受取
輸送経路	午前8:40～ 鹿児島本港南埠頭発 （プリンセスわかさ） ↓ ◎西之表港 （熊毛支庁） （西之表市） （中種子町） （南種子町）	午前8:30～ 鹿児島本港南埠頭発 （フェリー屋久島2） ↓ ◎宮之浦港 （屋久島町）	別途指示 【4月1日（土）受取】 鹿児島市 霧島市 始良市 三島村 十島村 【4月2日（日）受取】 指宿市 薩摩川内市 志布志市 南九州市 伊佐市 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 南大隅町 曾於市 南さつま市 さつま町
市町村数	3	1	14
県関係機関数	1	0	0

※（ ）書きの県・市町村は、◎印の場所で待機してください。

R5. 4. 9鹿児島県議会議員選挙公報送達計画（奄美市・大島郡区）

番号	1	2	3	4	5
発送日	令和5年4月3日（月）積込終了次第（午前8：30～）南日本新聞開発センター折込事業部発（予定）				
輸送方法	航空便				
輸送経路	<p>【4月3日（月）】</p> <p>南栄工場 ↓ 営業所 ↓ 【4月4日（火）】 鹿児島空港 ↓ 奄美空港 ↓ 奄美市 龍郷町 大和村 宇検村 瀬戸内町 大島支庁 全団体空港で引渡</p>	<p>【4月3日（月）】</p> <p>南栄工場 ↓ 営業所 ↓ 【4月4日（火）】 鹿児島空港 ↓ 喜界空港 ↓ 喜界町 ※空港で喜界町分引渡</p>	<p>【4月3日（月）】</p> <p>南栄工場 ↓ 営業所 ↓ 【4月4日（火）】 鹿児島空港 ↓ 徳之島空港 ↓ 天城町 伊仙町 徳之島町 ※空港で天城町分、伊仙町分、徳之島町分引渡</p>	<p>【4月3日（月）】</p> <p>南栄工場 ↓ 営業所 ↓ 【4月4日（火）】 鹿児島空港 ↓ 沖永良部空港 ↓ 和泊町 知名町 ※空港で和泊町分、知名町分引渡</p>	<p>【4月3日（月）】</p> <p>南栄工場 ↓ 営業所 ↓ 【4月4日（火）】 鹿児島空港 ↓ 与論空港 ↓ 与論町 ※空港で与論町分引渡</p>
市町村数	3	1	3	2	1
県関係機関数	1	0	0	0	0